

令和6年11月14日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
X-201	トンガに対する能力構築支援事業（船外機維持整備、招へい）に係る支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年2月10日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年12月6日（金）11：00
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - （3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - （6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、代金の精算に関する特約条項
11. そ の 他
- （1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
 - （2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
 - （3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
 - （4）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和6年11月29日（金）12：00までに提出しなければならない。
 - （5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年12月4日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
 - （6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
 - （7）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高原 電話 03-3268-3111 内線 20814

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録を受けていること（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第67条参照）。
- (2) 旅行業法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）を行うことができる添乗員を同行させることができる体制が確保されていること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和6年11月29日（金） 1200

仕 様 書		
件 名	トンガに対する能力構築支援事業（船外機維持整備、招へい）に係る支援役務	作 成 年 月 日
		令和 6 年 1 0 月 8 日
		防衛政策局インド太平洋 地域参事官付

1 総則

この仕様書は、トンガ軍に対する船外機維持整備における能力構築支援事業（招へい）（以下、「招へいプログラム」という。）に係る支援役務について規定する。

2 目的

防衛省・自衛隊は、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進するため、能力構築支援を始めとする防衛協力・交流に取り組むこととしている。

本支援は、能力構築支援事業として、支援対象国軍において支援対象分野に係る業務に携わる者を我が国に招へいし、人材育成のための取組や教育訓練等を学ぶ機会を提供することにより、同国軍において、能力向上に向けた自律的・主体的な取り組みが着実に進展するよう促し、以て同国軍の支援対象分野における能力向上及び同国との間の二国間関係の強化に資することを目的とする。

3 事業実施期間及び日程（日本時間）

契約締結日から～令和 7 年 2 月 1 0 日（月）

行動概要（基準）は下表のとおり。

日付	行動概要	備 考
令和 6 年 1 月 1 9 日（日）	日本入国（→羽田／成田） 国内移動（羽田／成田→広島）	
1 月 2 0 日（月） ～ 1 月 2 5 日（土）	船外機維持整備に係る教育研修	
1 月 2 6 日（日）	休養日	
1 月 2 7 日（月） ～ 2 月 1 日（土）	船外機維持整備に係る教育研修 研修修了式（2 月 1 日）	
2 月 2 日（日）	休養日	
2 月 3 日（月）	江田島研修（第一術科学校） 国内移動（広島→都内）	
2 月 4 日（火）	文化研修（首都圏）	
2 月 5 日（水）	日本出国（羽田／成田→）	

4 役務内容

別紙及び別表の内容に基づき、必要な手配等を行うこと。

5 全般日程

別表 1 のとおり

6 被招へい者

トンガ王国海軍 3名

被招へい者の情報については、契約後に官側から提供する。

7 契約相手方の条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録を受けていること（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第67条参照）。
- b) 旅行業法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）を行うことができる添乗員（以下「旅程管理添乗員」という。）を同行させることができる体制が確保されていること。

8 役務実施に当たっての留意事項

本事業が防衛省の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、契約相手方は、その遂行に当たり、防衛省の指示・監督に従い実施すること。

9 情報保全

契約相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続すること。

10 その他の指示事項

10.1 貸付品

契約相手方は、役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、官側と細部を協議の上、無償で借受け又は閲覧することができる。

10.2 官側における支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、官側が必要と認めた事項について無償で支援を受けることができる。

10.3 所有権及び著作権

この仕様書により作成した成果物等に関する全ての所有権及び著作権は、国に帰属すること。ただし、成果物等の中で使用している資料等のうち、契約相手方がこの役務の契約以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

10.4 役務に従事する者の申請

契約相手方は、この役務に従事する者について、役務従事者名簿を契約後速やかに作成、官側に提出し、承認を得るものとする。この役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく承認を得るものとする。

10.5 第三者の従事

契約相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

10.6 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律等の遵守

調達物品が、特定調達品目（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）」）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

11 確認及び検査

11.1 役務完了の確認

契約相手方は、役務完了時、防衛省防衛政策局インド太平洋地域参事官付支出負担行為担当官補助者の確認を受けるものとする。

11.2 検査

検査については、本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者等が実施する。

12 その他

この仕様書に疑義が生じた場合、支出負担行為担当官等と協議すること。

以 上

業務内容

1. 全般事項

- (1) 招へいプログラムの全般調整及び業務の円滑実施のため、業務責任者を置くこと。
- (2) 旅程管理者を配置し、旅程管理業務を行うこと。細部については、「2. 具体的な業務」に示す。
- (3) 健康管理監督者を配置し、被招へい者の健康状態を確認すること。細部については、「2. 具体的な業務」に示す。
- (4) 通訳者を配置し、通訳業務及び軽易な翻訳業務を行うこと。要件等を含めた細部については、「2. 具体的な業務」に示す。
- (5) 招へいプログラム実施に必要な各種サービスを手配すること。細部については、「2. 具体的な業務」に示す。
- (6) 感染症への対策として、招へいプログラム全般において、感染防止に十分に配慮し、3密（密閉、密接、密集）の回避、手指の消毒、マスクの着用等の基本的な感染防止措置を徹底すること。

2. 具体的な業務

2.1 官側等との打ち合わせ

契約相手方は、以下の項目を踏まえ、官側等と打ち合わせを実施すること。

- (1) 防衛省市ヶ谷庁舎（東京都新宿区市谷本村町5－1）において2回以上を基準とし実施する。参加者は2名以上とし、旅程管理者は毎回、通訳者は1回以上参加すること。
- (2) 官側の指示に基づき、本役務の実施に係る施設等と打合せを実施すること。

2.2 旅程管理者、健康管理監督者及び通訳者の配置

- (1) 契約相手方は、以下の項目を踏まえて旅程管理者、健康管理監督者及び通訳者を配置し、招へいプログラム中の各日程に同行させ業務を遂行させること。なお、具体的な人数・配置日等は別表第1参照することとする。
- (2) 旅程管理者及び健康管理監督者は、業務を遂行するため、全行程を通じて被招へい者と行動を共にし、同じ宿舎に宿泊すること。特別の事情がある場合は、官側と協議すること。

2.2.1 旅程管理者

- (1) 別表第1の日程に従って招へいプログラムが円滑かつ確実に遂行されるよう、旅程全般の管理、被招へい者に対する同行案内及び連絡事項の伝達、交通機関や各種施設との調整・対応等、招へいプログラムの行程を適切に管理すること。また、被招へい者に対して、適切な対応を実施する観点から、日常会話レベルの英語運用能力を有すること。
- (2) 空港送迎（空港到着口でのウェルカムボード等を用いた出迎え及び空港出発口までの見送り）、宿泊手続きの支援（チェックイン及びチェックアウトのサポート）等の事務的な支援を行うこと。
- (3) 招へいプログラム中は官側に対して定時報告を行い、問題等が生じた場合はその都度官側に連絡すること。
- (4) 被招へい者の生活上の要望（日用品の購入代行等）に可能な範囲で対応すること。
- (5) 招へいプログラムの日程表、本邦内での行動における注意事項等について、英語で説明資料を作成のうえ、招へいプログラム実施の1週間前までに官側に提出すること。説明資料については被招へい者に対し事前にメールで送付するとともに、本邦到着後速やかに配布し、説明を行うこと。
- (6) 支援対象国の文化・習慣等の情報を十分に把握し準備すること。また、招へいプログラム中、現場で発生する要望等に対して、官側と調整を図りつつ、適切かつ迅速に対処すること。
- (7) 食事及び予定等を含む契約に関わる管理事項について、被招へい者に対して各日、説明を行うこと。

2.2.2 健康管理監督者

- (1) 招へいプログラム期間中（ただし、休養日を除く）、被招へい者に対して朝夕の検温を実施すること。また適時健康状態を確認し検温の結果とともに異常の有無を官側に報告（要領については官側と調整）すること。
- (2) 日常会話レベルの英語運用能力を有すること。
- (3) 各業務に支障の出ない範囲で旅程管理者が兼ねることができる。

2.2.3 通訳者

- (1) 令和7年1月20日（月）から2月4日（火）までの期間、通訳者1名を招へいプログラムに同行させ、日本語・英語間の通訳業務を専従で行わせること。業務にあたっては招へいプログラムが我が国とトンガとの国家間事業であることを念頭に置き、発言者の伝達したい内容が正確に相手方に伝わるよう、的確・適切な通訳の実施に努めること。
- (2) 通訳者は招へいプログラム期間中、やむを得ない理由がある場合を除き、同一の者が継続して務めることとする。通訳者が招へいプログラムの通訳に必要な能力を有していることを確認し得る履歴書・職務経歴書を事前に官側へ提出し、通訳者の選定について官側の承認を得ること。なお、右職務経歴書には、下記(3)～(7)に関する記述を含むこと。
- (3) 軍事・安全保障一般に関する知識の他、これら分野に関する日本語・英語の通訳に関する能力を十分に有していること。
- (4) 1月20日（月）から2月3日（月）の期間に対応する通訳者は、船舶もしくは船外機に関する通訳経験を有すること。
- (5) 日本語能力検定N1を保持、またはこれと同等程度の日本語母語話者に相当する日本語能力を有すること。

- (6)ビジネス通訳検定（TOBIS） 2 級以上と同等程度の日本語・英語間の通訳能力を有すること。
- (7)官公庁、国際機関またはそれに準ずるものが主催の事業・会議等で通訳経験を有すること。
- (8)通訳者は、官側等から事前に受領又は入手する教材・資料等を熟読し、通訳に遺漏のないよう入念な通訳準備を行うこと。
- (9)本事業を円滑に実施するための通訳能力の有無については、上記(2)～(7)の総合評価と共に、通訳業務実施状況を踏まえて官側が判断するものとする。官側が通訳能力を有していないと判断した場合は速やかに代わりの者を手配すること。
- (10)通訳者は、官側の求めに応じ、事業期間中に必要な資料の翻訳を行うこと。このため、電子メールでデータの送受が可能なパソコンを携帯すること。
- (11)医療機関等に掛かる必要性が発生した場合、受診等全般における通訳支援を行うこと。また官側からの指示に基づき、適宜、各種案内・説明等を行うこと。

2.3 運送等サービス及び運送等関連サービスの手配

契約相手方は、以下の事項について、必要な運送等サービス及び運送等関連サービスを手配すること。

2.3.1 空港送迎の手配

下記の航空券を3名分は官側で手配するものとし、往復の航空便の情報については、契約後官側より契約相手方に通知するものとする。また、契約相手方は、官側から通知された情報により到着時間や出国時間を勘案し空港と宿泊施設等の移動を効率的に行うこと。

往路：令和7年1月19日（日） 広島空港 着（トンガ王国ファアモツ国際空港発）

復路：令和7年2月5日（水） 羽田／成田空港 発（トンガ王国ファアモツ国際空港着）

搭乗者（被招へい者）：トンガ王国海軍所属 3名

2.3.2 国内移動手段の手配

- (1)別表第1に示す細部日程に基づき、車両を含む必要な国内移動手段を手配すること。なお、「2.6.1 食事会の手配」に基づいて食事会を手配する場合、往復の交通手段を手配すること。
- (2)車両による移動の際は、全行程を通じ、感染病防止等の観点から、補助席を使用することなく、適切な間隔を空けつつ（乗者間には必ず最低1席分の間隔を確保）被招へい者が着座でき、本邦滞在期間に見合った容量の被招へい者の大型の荷物人数分を車内に積載できること。
- (3)車両による移動の際は、旅程管理者、健康管理監督者、通訳者及び官側の関係者数名程度が同乗する余席があること。
- (4)車両による移動の際は、十分な車内換気、定期的な車内消毒を実施すること。
- (5)車両の燃料費、駐車場利用料、有料道路通行料等の費用は、契約相手方の負担とする。

2.4 保険の手配

(1)被招へい者の海外旅行保険を手配すること。なお、付保額は以下と同等ないしは同等以上とし、付保期間は招へいプログラムのみを目的としたフライトスケジュールを組んだ場合に、参加者の居住地出発から同地への帰着までの期間とすること。

・傷害死亡	1,000万円
・傷害後遺障害	1,000万円
・治療・救援費用	2,000万円
・応急治療・救援費用	300万円
・疾病死亡	1,000万円
・賠償責任	1億円
・携行品損害	30万円

(2)手配する保険は、感染症についても補償対象（上限1,000万円程度）となるものであること。

2.5 宿泊施設における支援

招へいプログラム中の被招へい者の宿泊施設は官側が手配するものとし、以下に記載する支援を行うものとする。

なお、宿泊施設は、主たる研修施設（広島県尾道市）及び市ヶ谷庁舎（東京都新宿区市谷本村町5-1）から半径2km以内とし、契約後官側より契約相手方に通知するものとする。

- (1)ランドリーサービス、コインランドリー等の被招へい者の洗濯に係る支援を行うこと。（洗濯に関しての経費は契約相手方負担とし、1回／泊を基準とする）。
- (2)団体での行動となることから、チェックイン及びチェックアウト手続き、鍵の配布等がスムーズに出来るように予め宿泊施設と調整に努めること。

2.6 食事の手配

(1)招へいプログラム中の被招へい者の食事・軽食の手配は下記を踏まえ行うこと。また、各日の食事場所・種類・金額・手配方法等について官側に書面にて案を提示し、招へいプログラムを開始する1週間前までに承認を受けること。また、航空便の時間の変更等で別途食事が必要となった場合は官側と調整のうえ用意すること。なお、研修施設で研修を実施する1月20日（月）～2月1日（土）までの期間の中で、1月26日（日）と2月1日（土）を除く11日間は、昼食の手配は不要である。

(2)別途記載がある場合を除き、朝食においては1,500円程度、昼食においては2,000円程度、夕食においては3,000円程度、軽食については1,000円程度の料理・飲料を提供すること（各1人1日あたり、出入国日も含む、税・サービス料別）。また、弁当等の場合は官側が指定した場所に宅配すること。

(3)昼食については、行程上、制服（もしくは迷彩服）着用となる場合、制服でも喫食が可能である適当な場所を選択すること。必要に応じて官側と調整すること。

(4)日本に対する理解促進のため、品位ある店の選定や軽食の内容とすること。また、宗教上の禁忌及びアレルギー等の食事制限については官側から予め提供する情報を踏まえつつ、各被招へい者に確実に確認して、適した食事を提供すること。

2.6.1 夕食会（1月20日～2月1日の間で1日）の手配

1月20日（月）～2月1日（土）の期間の中で、官側が指定する日程（1日）において、下記を踏まえ、夕食会を企画・提案したうえで、官側の指示に基づき、手配すること。

- (1)開催場所は尾道市における宿泊施設内もしくはその近郊レストランとすること。
- (2)18時開始、約2時間の開催を基準とし、コーススタイル、着座の状態とする。
- (3)品位ある店を選定し、宗教上の制限や健康状態等に配慮した、適切な食事を提供すること。
- (4)個室を準備するものとする。
- (5)1人当たり8,000円（税・サービス料別）の料理・飲料を提供することとし、5名分を用意すること。
- (6)制服（もしくは迷彩服）着用でも喫食が可能である適当な場所を選択すること。必要に応じて官側と調整すること。

2.6.2 夕食会（2月4日）の手配

2月4日の夕食について、下記を踏まえ、企画・提案したうえで、官側の指示に基づき、手配すること。

- (1)開催場所は東京における宿泊施設内もしくはその近郊レストランとすること。
- (2)18時開始、約2時間の開催を基準とし、コーススタイル、着座の状態とする。
- (3)品位ある店を選定し、宗教上の制限や健康状態等に配慮した、適切な食事を提供すること。
- (4)個室を準備するものとする。
- (5)1人当たり8,000円（税・サービス料別）の料理・飲料を提供することとし、7名分を用意すること。
- (6)制服（もしくは迷彩服）着用でも喫食が可能である適当な場所を選択すること。必要に応じて官側と調整すること。

2.7 文化研修等の実施に係る手配

(1)別表第1の細部日程に示す文化研修について、官側に確認の上、企画・提案すること。内容は日本の理解促進の向上に資するものとする。

(2)文化研修先と十分調整を行い（アポイント取り付け含む）、文化研修が円滑に実施されるよう準備すること。

(3)文化研修に係る施設へ入場料や研修料等の費用は、契約相手方の負担とし、参加者は3名とするが、入館料等が発生する場合、官側の同行者1名分も手配すること。（研修費用については東京スカイツリー（展望回廊含む）及び切子体験教室を基準とする。）

2.8 その他の手配等

- (1)迅速測定が可能な非接触型の体温計を使用可能な状態で準備すること。
- (2)本邦滞在間の連絡手段としてポケットWi-Fiを被招へい者の人数分レンタルし貸与すること。またその際、使用方法及び注意事項等を被招へい者に周知するとともに帰国日に当該ポケットWi-Fiを回収し返却すること。
- (3)必要に応じ、感染症等への感染防止対策として、被招へい者数及び招へいプログラムの構成、期間に見合った分量の手指消毒剤、除菌用ウェットシートを準備すること。
- (4)招へいプログラム期間中、日本出入国日・休養日・文化研修日を含む各日、被招へい者に飲料水（携行用の500mlペットボトル、2本）を配布すること。なお、不足が生じないよう分量には若干の余裕を見込むこと。
- (5)契約相手方は、雨天時に使用するため、被招へい者の人数分の雨傘（使用時100cm以上、折り畳み可）を準備して車両に搭載し、適宜回収すること（車両による移動を伴う場合に限る。）。
- (6)被招へい者の宗教に関連して、礼拝室が必要になった際は、適宜手配をすること。
- (7)被招へい者の本プログラム参加にかかる査証取得費用につき、1名あたり5,000円を負担するものとする。配布方法は官側と調整するものとする。

3. 留意事項等

- (1)不測事態が発生した場合に備え、業務時間外、休日、早朝深夜等においても連絡・対応がとれるよう、緊急連絡網を整備し、官側と共有すること。
- (2)招へいプログラム期間中、被招へい者に疾病・けが等で体調不良者が生じた場合は、速やかに官側に連絡するとともに当該者を官側の指定する医療機関に搬送し、受診させること。
- (3)招へいプログラム期間中、業務責任者、旅程管理者、健康管理監督者、通訳者、車両運転手の移動、宿泊、食事、感染症防止対策等に係る諸費用は、契約相手方の負担とする。
- (4)本招へいプログラムが我が国と被招へい国との国家間事業であることを念頭に置き、人員の選定、各手配を行うこと。

(5)被招へい者帰国後、3 営業日以内に官側に役務終了報告を行うこと。

(6)疾病、怪我、航空便の変更等で、招へい人員数が減少したことにより低減された又は帰国日が延長されたことにより発生した費用等については実費精算とすること。

以 上

細部日程※1

日 時		就業時間※2	行動内容	場 所	車両等	旅程管理者	健康管理 監督者※3	通 訳	食 事	実施要領、その他
～1月10日のうち2日 （事前打ち合わせ）		T B D	事前打ち合わせ	防衛省		○		○		全般確認 実施日は別途調整（2 時間程度） ※通訳者は1 日以上参加
1月19日 （日本[尾道]到着日）	日	～		－	－	－	－	－	朝：選定した航空便による 昼：選定した航空便による 夜：宿泊施設又は周辺 ※トンガ出国から日本到着ま での間に食事が必要な場合、 手配すること。	
		～		－	－	－	－	－		
		TBD ～ TBD	広島空港着	広島空港	－	－	－	－		到着予定位置にて、招へい者の出迎え（ウェルカムボード（Japan-Tonga Capacity Building Project）を使用）
		TBD ～ TBD	移動（空港→宿泊施設）	－	○	○	－	－		車中にて、必要事項を説明（英語）
		TBD ～ TBD	宿泊施設チェックイン、体調確認	宿泊施設（尾道）	－	○	○	－		チェックインの支援を実施、ポケットWi-Fiを招へい者へ手交。
		TBD ～ TBD	夕食会場へ移動（車両移動が必要な場合）	－	○	○	－	－		
		TBD ～ TBD	食事（夕食）	宿泊施設又は周辺	－	○	－	－		
		TBD ～ TBD	宿泊施設へ移動（車両移動が必要な場合）	－	○	○	－	－		
1月20日～25日 （研修1日目 ～6日目）	－	TBD ～ TBD	朝食	宿泊施設（尾道）	－	適宜	－	－	朝：宿泊施設 昼：準備不要 夕：宿泊施設又は周辺	
		0845 ～ 0900	移動（宿泊施設→研修場所）、体調確認	－	－		○	－		※移動のための車両については、研修機関（尾道海技学院）にて手配。
		0900 ～ 1200	船外機研修	研修施設	－		－	○		
		1200 ～ 1300	昼食、休憩	研修施設	－		－	－		※昼食は見積対象外
		1300 ～ 1700	船外機研修	研修施設	－		－	○		
		1700 ～ 1715	移動（研修場所→宿泊施設）、体調確認	－	－		○	－		※移動のための車両については、研修機関（尾道海技学院）にて手配。
		TBD ～ TBD	食事（夕食）	宿泊施設又は周辺	－		－	－		
1月26日 （休養日）	日	TBD ～ TBD	朝食	宿泊施設（尾道）	－	適宜	－	－	朝：宿泊施設 昼・夜：宿泊施設又は周辺	
		TBD ～ TBD	昼食	宿泊施設又は周辺	－		－	－		
		TBD ～ TBD	食事（夕食）	宿泊施設又は周辺	－		－	－		
1月27日～1月31日 （研修7日目 ～11日目）	－	TBD ～ TBD	朝食	宿泊施設（尾道）	－	適宜	－	－	朝：宿泊施設 昼：準備不要 夕：宿泊施設又は周辺	
		0845 ～ 0900	移動（宿泊施設→研修場所）、体調確認	－	－		○	－		※移動のための車両については、研修機関（尾道海技学院）にて手配。
		0900 ～ 1200	船外機研修	研修施設	－		－	○		
		1200 ～ 1300	昼食、休憩	研修施設	－		－	－		※昼食は見積対象外
		1300 ～ 1700	船外機研修	研修施設	－		－	○		
		1700 ～ 1715	移動（研修場所→宿泊施設）、体調確認	－	－		○	－		※移動のための車両については、研修機関（尾道海技学院）にて手配。
		TBD ～ TBD	夕食	宿泊施設又は同周辺	－		－	－		
2月1日 （研修最終日）	土	TBD ～ TBD	朝食	宿泊施設（尾道）	－	－	－	－	朝：宿泊施設 昼・夕：宿泊施設又は周辺	
		0845 ～ 0900	移動（宿泊施設→研修場所）、体調確認	移動（体調の確認）	－	○	○	－		※移動のための車両については、研修機関（尾道海技学院）にて手配。
		0900 ～ 1200	船外機研修、修了式	研修施設	－	○	－	○		
		1200 ～ 1215	移動（研修場所→宿泊施設）	移動	－	○	○	－		※移動のための車両については、研修機関（尾道海技学院）にて手配。
		TBD ～ TBD	昼食	尾道市内	－	－	－	－		
		TBD ～ TBD	夕食	宿泊施設又は同周辺	－	－	－	－		
2月2日 （休養日）	日	TBD ～ TBD	朝食	宿泊施設（尾道）	－	－	－	－	朝：宿泊施設 昼・夜：宿泊施設又は周辺	
		TBD ～ TBD	昼食	宿泊施設又は周辺	－	－	－	－		
		TBD ～ TBD	夕食	宿泊施設又は周辺	－	－	－	－		

日 時		就業時間※2	行動内容	場 所	車両等	旅程管理者	健康管理 監督者※3	通 訳	食 事	実施要領、その他
2月3日 (江田島研修)	月	TBD ～ TBD	朝食	宿泊施設（尾道）	—	—	—	—	朝：宿泊施設 昼：幹部候補生学校食堂 夕：宿泊施設又は周辺	
		TBD ～ 0930	宿泊施設チェックアウト、体調確認	宿泊施設（尾道）	—	○	○	—		チェックアウトの支援を実施
		0930 ～ 1130	移動（宿泊施設→昼食場所）	—	○	○	—	—		
		1130 ～ 1230	昼食	江田島周辺	—	○	—	—		
		1230 ～ 1300	移動（昼食場所→第一術科学学校）	—	○	○	—	—		
		1300 ～ 1600	第一術科学学校研修	第一術科学学校（江田島）	—	○	—	○		
		1600 ～ TBD	移動（第一術科学学校→広島空港→羽田空港→宿泊施設）	—	○	○	—	—		広島空港→羽田空港は航空機での移動を基準とする
		TBD ～ TBD	宿泊施設チェックイン、体調確認	宿泊施設（市ヶ谷周辺）	—	○	○	—		チェックインの支援を実施
		TBD ～ TBD	夕食	宿泊施設又は周辺	—	—	—	—		
2月4日 (文化研修)	火	TBD ～ TBD	朝食	宿泊施設（市ヶ谷周辺）	—	—	—	—	朝：宿泊施設 昼：文化研修先周辺 夕：宿泊施設又は同周辺	
		0900 ～ 1000	移動（宿泊施設→文化研修先）、体調確認	—	○	○	○	—		
		1000 ～ 1200	文化研修	首都圏	—	○	—	○		
		1200 ～ 1330	食事（昼食）	適宜	—	○	—	○		
		1330 ～ 1400	移動（昼食会場→文化研修先）	—	○	○	—	○		
		1400 ～ 1530	文化研修	首都圏	—	○	—	○		
		1530 ～ 1600	移動（研修先→宿泊施設）	—	○	○	—	—		
		TBD ～ TBD	休憩	宿泊施設（市ヶ谷周辺）	—	○	—	—		
		1730 ～ 1800	移動（宿泊施設→夕食会場）	—	○	○	—	—		
		1800 ～ 2000	夕食	宿泊施設又は周辺	—	○	—	—		
		2000 ～ 2030	移動（夕食会場→宿泊施設）、体調確認	—	○	○	○	—		
2月5日 (出国日)	水	TBD ～ TBD	食事（朝食）	宿泊施設（市ヶ谷周辺）	—	○	—	—	朝：宿泊施設 昼・夜：（必要に応じて）空港 又は周辺	
		TBD ～ TBD	宿泊施設チェックアウト、体調確認	宿泊施設（市ヶ谷周辺）	—	○	○	—		チェックアウトの支援を実施
		TBD ～ TBD	移動（宿泊施設（都内）→空港）	—	○	○	—	—		ポケットWi-Fiを回収。
		TBD ～	空港出発	空港	—	—	—	—		
				—	—	—	—	—		

※1 本日程表における期日、数量等は基準である。

※2 就業時間には、昼食・休憩時間（1.5時間）を含むものとする。

※3 健康管理監督者は、旅程管理者による兼務を可とする。